

神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正の方向性等について

神奈川県石油コンビナート等防災計画について

- 神奈川県石油コンビナート等防災計画は、石油コンビナート等災害防止法第31条の規定に基づき、県内の石油コンビナート等特別防災区域における火災・漏えい等の事故や地震等の自然現象により生ずる災害に関し、県、関係市、特定地方行政機関及び関係公共機関並びに特定事業者が一体となり実施すべき業務を定めた総合的かつ基本的な計画である。
- この計画は、神奈川県石油コンビナート等防災本部が定めるものであり、災害対策基本法に基づく「神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画、風水害等災害対策計画、原子力災害対策計画）」とともに本県の防災対策の根幹をなすものである。

1 修正の方向性

石油コンビナート等特別防災区域における防災体制の一層の充実・強化を図るため、現行計画を次の方向で修正することとしたい。

〔主な修正の方向性〕

- ・ 現行計画の「第3編 災害想定」は、平成17年度の石油コンビナート等防災アセスメント調査の結果を用いているため、今回の調査結果の内容に更新する。
- ・ 今回の調査結果を踏まえ、災害を効果的に低減できるよう「第4編 災害予防計画」や「第5編 災害応急対策計画」の内容を見直す。

2 修正のスケジュール

<検討体制>

神奈川県石油コンビナート等防災対策検討会（＝防災アセスメント調査の検討を行った既存の検討会）

（県、有識者、第三管区海上保安本部、関係市及び事業者で構成）

※県、第三管区海上保安本部及び関係市で構成する連絡会（検討会の下部組織）で前さばき的な検討

次のとおり 平成27年度中に計画を修正することとしたい。

～平成27年 8月	連絡会で修正項目の整理等
9月～10月	防災対策検討会 開催
10月	関係機関等への意見照会
（ 11月	パブリックコメントの実施 ）
12月	防災本部幹事会 開催
	・ 修正案の審議
平成28年 1月	関係機関等への意見照会
3月	防災本部会議 開催
	・ 計画修正

3 対策の促進

防災アセスメント調査結果を受け、県では、平成27年度に以下の事業を実施することとしている。

○ 減災対策調査

計画に盛り込まれる防災対策の効果について調査を行い、その結果を事業所に提供することによって、具体的な対策の促進を図る。

○ 異常現象の分析

過去の異常現象※について、原因や未然防止対策等を体系的に整理し、事業者や防災関係機関で情報共有を図る。

※ 異常現象とは、石油コンビナート等災害防止法の特定事業所において発生する出火、石油等の漏洩その他の現象のことであり、異常現象が発生した場合には、直ちに消防署等に通報することが義務付けられている。

○ 防災設備等の耐震性確保

法令等において耐震基準が定められていない防災設備等について、耐震性確保に係る検討を行い、地震時の災害拡大の防止につなげる。